

令和3年度答申第56号
令和3年12月23日

諮問番号 令和3年度諮問第61号（令和3年11月26日諮問）
審査庁 厚生労働大臣
事件名 働き方改革推進支援助成金交付決定取消処分に関する件

答 申 書

審査請求人Xからの審査請求に関する上記審査庁の諮問に対し、次のとおり答申する。

結 論

本件審査請求は棄却すべきである旨の諮問に係る判断は、妥当とはいえない。

理 由

第1 事案の概要

1 本件審査請求の骨子

本件は、厚生労働大臣（以下「処分庁」又は「審査庁」という。）が審査請求人X（以下「審査請求人」という。）に対してした働き方改革推進支援助成金（新型コロナウイルス感染症対策のためのテレワークコース）（以下「本件助成金」という。）を交付する決定（以下「本件交付決定」という。）について、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号。以下「補助金等適正化法」という。）17条1項の規定に基づき、その全部を取り消す処分（以下「本件交付決定取消処分」という。）をしたことから、審査請求人がこれを不服として審査請求をした事案である。

2 関係する法令の定め

- (1) 補助金等適正化法5条は、補助金等の交付の申請をしようとする者は、政令で定めるところにより、補助事業等の目的及び内容、補助事業等に要する経費その他必要な事項を記載した申請書に各省各庁の長が定める書類を添

え、各省各庁の長に対しその定める時期までに提出しなければならない旨規定する。

- (2) 補助金等適正化法6条1項は、各省各庁の長は、補助金等の交付の申請があったときは、当該申請に係る書類等の審査及び必要に応じて行う現地調査等により、当該申請に係る補助金等の交付が法令及び予算で定めるところに違反しないかどうか、補助事業等の目的及び内容が適正であるかどうか、金額の算定に誤がないかどうか等を調査し、補助金等を交付すべきものと認めるときは、すみやかに補助金等の交付の決定をしなければならない旨規定する。
- (3) 補助金等適正化法17条1項は、各省各庁の長は、補助事業者等が、補助金等の他の用途への使用をし、その他補助事業等に関して補助金等の交付の決定の内容又はこれに附した条件その他法令又はこれに基く各省各庁の長の処分に違反したときは、補助金等の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる旨規定する。

3 事案の経緯

各項末尾掲記の資料によれば、本件の経緯は以下のとおりである。

- (1) 審査請求人は、令和2年5月25日付けで、処分庁に対し、本件助成金の交付申請（以下「本件申請」という。）をした。

（働き方改革推進支援助成金交付申請書）

- (2) 処分庁は、令和2年7月22日付けで、本件申請に対し、補助金等適正化法6条1項の規定により、本件助成金66万4000円を交付する決定（本件交付決定）をした。

（働き方改革推進支援助成金交付決定通知書）

- (3) 処分庁は、令和3年1月7日付けで、審査請求人に対し、本件交付決定取消処分をした。

なお、働き方改革推進支援助成金交付決定取消通知書によれば、本件交付決定取消処分の理由は、令和2年4月1日付け厚生労働省発基0401第9号・厚生労働省発雇均0401第1号厚生労働事務次官通知の別紙「働き方改革推進支援助成金交付要綱（新型コロナウイルス感染症対策のためのテレワークコース）」（以下「本件交付要綱」という。）13条1項に定める期限（以下、単に「期限」という。）までに不備のない働き方改革推進支援助成金支給申請書（以下「支給申請書」という。）等が提出されていないためとされている。

(働き方改革推進支援助成金交付決定取消通知書)

(4) 審査請求人は、令和3年2月4日、審査庁に対し、本件交付決定取消処分を不服として、本件審査請求をした。

(審査請求書、補正書)

(5) 審査庁は、令和3年11月26日、当審査会に対し、本件審査請求を棄却すべきであるとして、本件諮問をした。

(諮問書、諮問説明書)

4 審査請求人の主張の要旨

審査請求人は、本件申請の内容について、担当者より数回連絡があり修正を行った。担当者からの最後の連絡の時点(令和2年7月16日)では、全ての事業の実施が完了しており、これにかかった費用の領収書も提出済みであった。その後、審査請求人は、同月22日付け働き方改革推進支援助成金交付決定通知書(以下「本件交付決定通知書」という。)を受理したが、同通知書には交付決定後に支給申請書等を提出する旨の記載がなかったことから、一連の申請が終了したものと勘違いした。

審査請求人は、速やかに支給申請書を提出することから、本件助成金の支給を求める。

(審査請求書、反論書)

第2 審査庁の諮問に係る判断

審査庁の判断は、おおむね以下のとおりである。

処分庁は、本件申請について、令和2年7月22日付けで本件交付決定をしたが、審査請求人からは、期限である同年10月4日までに、支給申請書が提出されなかった。

令和2年4月1日付け基発0401第14号・雇均発0401第11号厚生労働省労働基準局長雇用環境・均等局長通知による「働き方改革推進支援助成金支給要領(新型コロナウイルス感染症対策のためのテレワークコース)」(以下「本件支給要領」という。)第3の2の(2)において、本件交付要綱13条1項に定める期限までに不備のない支給申請書等が提出されない場合は、本件交付要綱16条1項に定める交付決定を取り消す事由に該当する旨記載されている。

本件支給要領の上記の定めに基づき、処分庁は、審査請求人が支給申請書を提出していないことが、本件交付要綱16条1項の(1)に定める「改善事業主が、法令、本要綱、法令又は本要綱に基づく厚生労働大臣の処分又は指示に

違反した場合」に該当するとして、本件交付決定取消処分をした。

審査請求人は、本件交付決定通知書に、支給申請書等の提出に関する記載がないために一連の申請が終了したものと勘違いしたと主張するが、審査請求人が、期限までに支給申請書を提出していないことは明らかであり、審査請求人の主張は本件交付決定取消処分の妥当性に影響を与えるものではない。

よって、本件交付決定取消処分は違法又は不当なものとはいえず、本件審査請求には理由がないから棄却すべきである。

第3 当審査会の判断

1 本件諮問に至るまでの一連の手続について

(1) 本件審査請求から本件諮問に至るまでの手続の経緯を見ると、以下のとおりである。

本件審査請求 : 令和3年2月4日
審理員指名 : 同年8月11日
本件諮問 : 同年11月26日

(2) 以上の経緯を見るに、本件審査請求から審理員の指名までに約6か月が経過しており、審理員の指名までにこれだけの期間を要する理由は考えられず、この点手続の迅速化が必要である。

(3) 上記の点以外には、本件諮問に至るまでの一連の手続に特段違法又は不当と認められる点はうかがわれない。

2 本件交付決定取消処分の適法性及び妥当性について

本件交付決定通知書には、助成事業主（注：本件交付要綱7条に規定する「改善事業主」と同じであると解される。）は、本件交付要綱等の定めるところに従う旨の記載がされており、審査請求人は、期限までに支給申請書を提出しなければならない旨の本件交付要綱の定めに従わなかったため、本件交付決定の条件に違反したものとして、本件交付決定取消処分が行われたものと解される。

補助事業者等が補助金等の交付の決定の内容又はこれに附した条件に違反した場合、補助金等適正化法17条1項による補助金等の交付決定の取消しができるとされているが、交付決定の取消しが安易にされてしまうと交付決定によって成立した法律関係及び補助事業者等の信頼が害されることになるから、形式的に補助事業者等に違反行為があるというだけで直ちにすることができると解すべきではなく、補助の目的、義務違反の内容及び程度、義務違反が補助の目的を阻害する程度、交付決定の取消し以外の方法で義務違反を是正する方法

の有無等を総合的に判断した上で、補助の目的を阻害する義務違反であると認められる場合に交付決定を取り消すことができると解するのが相当である。

本件については、期限までに支給申請書が提出されていないことは明らかであるが、本件交付決定取消処分が適法かつ妥当であるかどうかの判断に当たっては、補助の目的、期限までに支給申請書の提出を求める趣旨及びそのことと補助の目的との関係、本件申請時に提出した働き方改革推進支援助成金事業実施計画に支給対象の事業として既に実施したものが記載され、これを基に交付決定がなされている場合に更に支給申請に際して働き方改革推進支援助成金事業実施結果報告書を提出することの重要性の程度、期限までに支給申請書の提出を求める他の方策の有無等を総合的に判断した上で、補助の目的を阻害する義務違反があったといえるかどうかを検討されなければならない。

しかるに、審査庁は、かかる検討が不十分のまま、期限までに支給申請書が提出されていないということのみをもって、本件交付決定取消処分は違法又は不当なものとはいえないと結論付けており、必要な検討が不十分のままなされた判断であるから、現時点では妥当とはいえない。

3 まとめ

以上によれば、本件審査請求は棄却すべきである旨の諮問に係る判断は、妥当とはいえない。

よって、結論記載のとおり答申する。

行政不服審査会 第2部会

委	員	戸	谷	博	子
委	員	伊	藤		浩
委	員	交	告	尚	史